

繁殖牝馬預託契約書

繁殖牝馬所有者_____（以下甲という）と受託者_____（以下乙という）とは下記表示の繁殖牝馬（以下本件繁殖牝馬という）の預託契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

繁殖牝馬の表示

馬名	品種	毛色	生年月日	血統	摘要
	サラ			父	
				母	

（契約の目的）

第1条 甲は、本件繁殖牝馬を産駒生産目的のためその飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（預託期間）

第2条 預託期間は平成____年____月____日から、平成____年____月____日までとする。

2 期間満了1ヶ月前までに甲、乙いずれから何ら申出なきときは、本契約は従前と同一の条件で更新されたものとする。

（預託期間内の解約）

第3条 甲又は乙は、やむを得ない事由がなければ預託期間内に本契約を解約できない。

2 やむを得ない事由があるときは、1ヶ月の猶予期間をもって解約の申し入れをすることができる。

3 前項の場合、甲は、本件繁殖牝馬および産駒の1ヶ月分の基本預託料を支払って、即時解約することができる。

(預託料等)

第 4 条 甲は乙に対し、本件繁殖牝馬および産駒の基本預託料（消費税別途）を別表記載のとおり合意し、この基本預託料と甲負担の特別料金を別表記載の明細に従って当月分を翌月10日限り下記乙の口座に振込んで支払う。

振込口座の表示

金融機関名 _____

口座 No. _____ 口座名 _____

- 2 乙は甲に対し、当月分の基本預託料および特別料金の明細を記載した請求書を翌月5日までに送付する。
- 3 1ヶ月未満の基本預託料および特別料金のうち日割可能な項目については、1ヶ月を30日の日割計算として清算する。
- 4 乙は、甲が本件繁殖牝馬および産駒の預託料の支払いを怠りその額が _____ 円に達したときは、甲に対し代物弁済完結の意思表示を行い、本件繁殖牝馬および産駒の所有権を取得することができる。
- 5 乙は、前項の代物弁済完結の意思表示により取得した本件繁殖牝馬および産駒を第三者に売却し、その代金から売却に要した費用、未払預託料およびこれに対する各支払期日の翌日から売却の日まで年5分の割合による遅延損害金を控除し、残余があればこれを速やかに甲に返還するものとする。

(本件繁殖牝馬の受渡等)

- 第 5 条 甲は本件繁殖牝馬を、乙の牧場において引渡す。
- 2 甲と乙は、前項の引渡しの際、獣医師の立会をもって馬体検査を行う。馬体検査に要する費用は甲の負担とする。
 - 3 乙は、甲に対する本件繁殖牝馬および産駒の引渡を乙の牧場で行う。

(産駒の引取期日)

- 第 6 条 甲は、本件繁殖牝馬の産駒を ____ 歳の ____ 月 ____ 日乙の牧場または乙の指定する場所において引き取らなければならない。
- 2 甲が前項の引取期日の延長を求めたときは、延長期間の預託料は第4条の定めに従うものとする。

- 3 甲が前項の契約を締結することなく産駒を引取期日に引き取らないときは、甲は乙に対し、引取期日の翌日から引き取り済みに至るまで第4条記載の当該産駒の基本預託料の2倍相当額の金員を支払う。

(乙の注意義務)

第7条 乙は、本件繁殖牝馬および産駒を善良な管理者の注意義務をもって飼養管理する。

- 2 乙は第6条1項記載の引取期日経過後は、産駒に疾病または事故等（悪癖を含む）が生じた場合、乙に故意または重大な過失があったときに限りその責を負う。

(届出の義務)

第8条 産駒の届出、血統登録、市場申込等の届出については、甲に連絡を取り乙が行うものとする。

- 2 産駒の血統登録証は乙が保管するものとする。

(事故等の報告)

第9条 乙は、本件繁殖牝馬および産駒に疾病（含む法定伝染病）、事故等（悪癖を含む）が生じた場合は直ちに甲に報告し、獣医師の診断書の必要あるものは添付するものとする。

- 2 乙は、事故、疾病および悪癖がその責に帰する事由によって発生した場合でなければその責を負わない。

(生産者賞の取扱)

第10条 生産された産駒によって中央競馬あるいは公営競馬において生じる生産牧場者賞は乙が取得し、日本中央競馬会の定める繁殖牝馬所有者賞は甲が取得する。

(損害保険)

第11条 甲は、本件繁殖牝馬および産駒の死亡等による損害を補填するため、その選択により損害保険に加入するものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲、乙いずれかが本契約の条項に違背したときは、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

2 甲の債務不履行によって本契約が解除されたときは、甲は乙に対し、解除の日の翌日から本件繁殖牝馬および産駒引取の日まで、それぞれの基本預託料の倍額を違約金として支払う。

(管轄裁判所)

第 13 条 甲と乙は、本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

平成 年 月 日

甲 委託者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
T E L _____

乙 受託者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
T E L _____